

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

令和7年8月20日

厚生委員会

# 速報版

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

午後1時28分開会

○長沢興祐委員長 開会前に申し上げます。

本日は厚生委員協議会も予定しておりますので、説明、質疑は簡明にお願いいたします。

ただいまより厚生委員会を開会いたします。

————— ◇ —————

○長沢興祐委員長 まず初めに、記録署名員を私から指名させていただきます。

白石委員、山中委員、よろしく申し上げます。

————— ◇ —————

○長沢興祐委員長 次に、請願・陳情の審査に移ります。

初めに、(1)5受理番号8 介護保険料負担を減らす「介護保険料負担軽減給付金」制度の創設と介護従事者の待遇改善を求める陳情を単独議題といたします。

前回は継続審査でありました。

また、報告事項(4)足立区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の改定に係る調査及び次期計画策定支援委託の公募型プロポーザルによる事業者の特定結果についてが本陳情と関連しておりますので、併せて執行機関に説明を求めます。

○高齢者施策推進室長 福祉部の報告資料13ページを御覧ください。

令和9年度から令和11年度までを計画期間といたします次期足立区高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画の策定に当たりまして、プロポーザルによりまして事業者を契約の相手方と特定いたしましたので御報告をいたします。

特定した相手方ですが、項番4に記載のとおり、株式会社日本能率協会総合研究所になります。

提案価格につきましては、3,549万円余になってございます。

今回委員会の中で評価したポイント等につきましては、14ページ、項番8にございます。市区町村におきまして策定が努力義務となっております認知症施策推進基本計画、こちらについても計画と組み込んで一体的に策定することが重要であるといった提案がございました。

また、プレゼンテーションに当たりまして、担当者の方の説明がすごく分かりやすく丁寧であったこと、また質問回答への内容が的確であり、専門性や信頼感といった点で委員から高く評価を受けたところでございます。

第一次の選考につきましては3事業者ございましたが、第二次選考プレプレゼンテーションでは2業者になりまして、そのうちの1者が決まったというものになります。

第一次、第二次の評価結果につきましては、16ページ、17ページにございますので、御覧いただければと思います。

今後9月に契約を締結いたしまして、令和7年度は高齢者等の実態調査を実施、分析を行い、令和8年度、順次計画策定に向けて進めてまいります。

説明は以上です。

○長沢興祐委員長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

何か質疑はございますか。

○白石正輝委員 早く終わらせないと。

介護保険課長にちょっとお伺いしますが、足立の保健福祉推進協の介護と障がい者部会にまず報告があると思うのですが、いつ頃報告があるのか分かりますか。

○介護保険課長 まだ調査をこれからというところで、未定の部分もございますが、一応調査の取りまとめを6月頃の専門部会では報告ができればなというふうには考えております。

○長沢興祐委員長 白石委員、大丈夫ですか。

○山中ちえ子委員 今回、報告事項も気になるので

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

すけれども、今日は介護従事者の待遇改善を求めるといった部分でちょっと質問したいと思います。

事業者の各団体との予算要望懇談などをやっていて、いろいろな声があって、前回は触れましたけれども、介護のお仕事体験、これは16歳から40歳未満の方で、これが1日5,000円の日当支給があってというものだったり、介護仕事トライアル体験、これは事業者に2か月から3か月、介護の仕事をするという方々の体験をやってもらう代わりにその事業者への補助ということもあるわけなのですけれども、これが3か月というふうに言っていたものが2か月になりつつあるというような声が聞かれていて、しっかり初めのときみたいに3か月でやってほしいというような要望も承っているのですけれども、その点ではどう変化しているのでしょうか。

○医療介護連携課長 ありがとうございます。

今、山中委員に御質問いただきましたトライアルの件については、最大3か月ということで今も変わらずやっております。

ただ、有資格と無資格の方がいまして、無資格の方については初任者研修もあるので基本3か月、有資格の方は、もしできることなら2か月で本採用にしてくださいというお願いをしております。

ただ、最大3か月ということで有資格の方も3か月でやっているという実態でございます。

○山中ちえ子委員 是非、そこは2か月に落とし込んでいくということではなくて、しっかり個別性を見て、その事業者との話し合いを重視して、3か月ということを望んでいるのであれば3か月にするとか、しっかり見て行ってほしい。

これはなぜかということ、区がやってくださっている従事者を拡充していくという取組の中ではとても好評なのです、事業者さんたちに。すごくうれしいと喜ばれている施策なのです。だから、すごくもったいないなと思いますので、そういうものは積極的によくしていく、むしろブラッシュア

ップしていただきたいと思います。

あとは、若い方々に限定した家賃支援のところ、ここは前回は触れましたが、充実したベテランの介護があれば若い人たちもチームケアが拡充されていく。そのチームでやっていく、自分だけが何かあったときに矛先を1人で責任を負うのではなくて、みんなでチームで解決していくというような雰囲気もつくることができると。そうしたら定着にもなる。やっぱりどんどん辞めてってしまうということが問題になっているわけですから、楽しい職場になるためには、そのベテランの方々が快く指導していく、若手を育てていくという環境をつくらなくてはいけないと。そのための支援をやっていただきたいと。それを区に求めましたが、はっきりした答弁、前回なかったのでお願いします。

○介護保険課長 前回の答弁でも申し上げた内容になってしまうのですが、今回の事業は若手の従事者の方への支援ということで開始をさせていただいておりますが、もちろんベテランの方への支援も含めた検討もこちらの方ではさせていただいておりますので、そういった御意見、現場の御意見等伺いながら、どういった支援ができるかというのは引き続き検討させていただきたいと思います。

○長沢興祐委員長 よろしいでしょうか。

○おぐら修平委員 私から、この報告事項の件に関してです。

今回この公募型プロポーザルで事業者の特定結果ということで報告をいただきました。

今回この計画の策定また高齢者の調査ということでもありますけれども、毎回思うのですが、こういういろいろな計画策定する際に、いろいろなコンサル事業者に、額といたら本当に非常に大きな額を払うわけで、それが果たしてその額に見合った内容なのかどうなのか、そこをやっぱり精査していく必要があると思うのです。

今回、この3,549万円という非常に大きな

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

額がそのコンサル事業者がこの計画の策定支援とこの調査について払われるわけですが、この3,549万3,922円となった、この額の根拠、内訳、何に幾ら掛かるのか、そこについてまず教えていただけますでしょうか。

○介護保険課長 今回御提案いただきました事業者の見積りというところでございますけれども、2か年度に及ぶ調査、それから計画の策定ということで、2か年に及んでおりますので、その多くが、約1,500万円強が人件費ということになっております。

加えまして、令和7年度に実施をいたします調査などの部分というのがそれ以外の部分ということになりまして、約1,300万円弱ぐらいとなります。

令和8年度につきましては、人件費が1,000万円程度掛かっておりますので、それ以外の部分というのが計画に関わる計画策定支援の部分ということになってございます。

○おぐら修平委員 その人件費部分、またその調査費用ということでの内訳は分かりました。

では、ほかのいろいろ、今回のこのプロポーザルの結果の中のこの点数、能率、B者、C者と出ていますけれども、これ点数は出てるのですけれども、あといろいろな内訳、ただその費用の面での数字がないものですので、そこもちょっと何がどういう内訳で費用が、このB者は費用の面ではこうだった、B者、C者ありますけれども、その今回提案あった策定した以外のところの費用というのは結局どうだったのでしょうか。

恐らくそれは総合的な点数の中での結果である一方で、費用という面からも見た他者との違いはどうだったのでしょうか。

○介護保険課長 こちらにつきましては、点数表を別添で付けさせていただいています17ページの方で、今回落とした業者よりもコストの部分では高い評価をもう一者、E者が受けているところな

のですが、こちらにつきましては、3,300万円程度の金額でこの事業を実施していただけるということでお話ございましたのでそちらの点数ということで評価がされたものと考えております。

○おぐら修平委員 最後にします。この他者の提案については、点数はここで全部出てるからそれは比較で分かりますけれども、費用も高かった。この今回決定した事業者が費用の面でも一番安かったという理解でよろしいのでしょうか。

○介護保険課長 もう1者の方が実はこの事業者よりも安い3,300万円、今回の事業所、特定した事業所が3,549万円余ということになっておりますので、金額自体は安い金額でできるという御提案がありました。

しかし、内容を総合的に判断をさせていただきまして、能率の方が上回ったということでございます。

○長沢興祐委員長 よろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○長沢興祐委員長 それでは質疑なしと認め、次に各会派の意見を伺います。

○白石正輝委員 先ほど言いましたように、足立区の保健福祉推進協議会の中の介護保険・障がい福祉部会で、今これから議論していこうということで細かい数字がまだ出てないのです。早く出していただいて、その中で議論をする、その動向を見ながらということで継続をお願いします。

○佐々木まさひこ委員 次期の介護保険計画がどうなっていくのか、また現在区で取り組んでいる介護職員の処遇改善等の問題、それから国の施策の推移も併せて検討しなきゃなりませんので、継続を主張いたします。

○山中ちえ子委員 医療機関が疲弊して5割の医療機関が赤字で大変な思いをしているといったところの中で、こういった陳情が求めるものもすごく深刻な内容で、私に来るヘルパーさんからの相談だったり、患者さん、利用者さん側からの相談だ

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ったりは、チームで解決してケアマネさんが要となって解決していくという担当者会議が随時開かれている、必要なときに開かれているというふうにはすごく思えないような相談が幾つも来るのです。だから、やっぱり一人一人に寄り添った、その利用者さん家族にも寄り添った、中心とした担当者会議が必要なときに必要なだけちゃんとできてるのかといったところも、すこやかプラザもできて、大きな面積の部屋を使って事業連携すると言ってるわけですから、そういったことも視野に入れて、ちゃんと一人一人の利用者さんを守っていく体制をつくと。

そういうためには、先ほどの34歳以下の方々のみを限定とした家賃支援じゃなくて、もう全体を網羅して底上げしていかないと、命、それから暮らしも、そして健康も維持できないという足立区になってしまいますので、是非これは抜本的に強めていくということも含めて、採択を主張したいと思います。

○おぐら修平委員 先日、会派で特別養護老人ホーム視察行って、その介護の現場の状況も全部見せていただいて、その事業者の方々から実際にこの働いてる方、相談員の方、ヘルパーさん、施設長さん、状況いろいろお話を伺いました。正に今回のこの陳情に出されているような趣旨の内容、要望いただきました。

まずやはり当然、この介護で働く現場の皆さんの待遇改善、賃上げ。これはヘルパーさんだけに限らず、相談員の皆さんが国からの加算がないもので、逆にヘルパーから相談員になったら逆に給料下がっちゃったという逆転現象起きているといったようなことであったり、なかなかこの業務の時間の中で、いろいろ区なり国から言われてる研修を受ける時間がないと。またその研修のために費用が掛かるといった点、これはこの陳情の中で費用の更なる支援ということをいただいております。

こういったところも、やはりこの現場の実情というのをしっかりヒアリングしながら、そこをまず粗上にしっかり上げて、区としてどういう支援をやっていけばいいのか、まずその現場の声をしっかり聞いた中での施策というのを進めていただきたいということ。

あと、この陳情については、趣旨として正に大いに賛成であるのですが、しっかり継続しながら議論し、具体的に一つ一つ前に進めていけばということで、趣旨としてはもちろん大賛成なのですが、継続をお願いします。

○高橋まゆみ委員 私もまだまだ議論が足りないと思います。介護従事者、これだけの低賃金でやっていただくには、もっともって金額も上げなきゃいけないという議論が必要だと思うので、継続をお願いします。

○長沢興祐委員長 本件は、継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○長沢興祐委員長 挙手多数でありますので、よって継続審査と決定いたしました。

次に、(2)5受理番号9 カメラ型のオートレフラクトメーターを用いた検査を未就学児全児童に行い、弱視の周知啓発を行うよう求める請願を単独議題といたします。

前回は継続審査であります。

執行機関、何か変化はありますか。

○保健予防課長 特に変化はございません。

○長沢興祐委員長 それでは質疑に入ります。

質疑はございますか。

○佐々木まさひこ委員 この請願は未就学全児童に行ってほしいという請願でございますので、ちょっと気になったのは、こども家庭庁が令和10年度までに全国の自治体での実施を目指すとして、いわゆる5歳児健診を実施するような方向性で今目指してるわけで、健診費用の補助額を引き上げて市町村と国が2分の1ずつ負担するとしたほか、

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

継続して支援する体制を整備するため保健師や心理士などへの研修費用も補助するなど、そういった支援を強化しているところにはなっていますが、この足立区としてはこの5歳児健診についてはどのように今お考えでいらっしゃるかお伺いしたいと思います。

○保健予防課長 足立区におきましても令和10年度から実施したいというふうに考えておりますが、国の方でも、最初は集団健診を想定していたのですが、保育園で行う、園で行うものとか、事前にアンケートを行ってスクリーニングの検査でもいいですよとか、いろいろな条件が変わってきてますので、そういったものをいろいろ含めながら、どういう対応ができるかというのを検討させていただいております。

○佐々木まさひこ委員 そうすると、今のお話を伺うと、いわゆる集団健診的なイメージを私は抱いていたのですが、なかなか保育園などで行われると、こういったオートレフラクトメーターを使った健診などは5歳児ではなかなか厳しいかなという、5歳児健診でできるのかなと思ったのですが、難しいかなというふうに思う。

もともとこの5歳児健診というのは発達障がい傾向の有無を把握するために行うのが主目的というところもありますので、なかなか難しいかなというところがございます。

その確認だけちょっとさせていただきました。ありがとうございます。

よろしいですか。何かありますか。

○保健予防課長 どんな方法が現実的なものか、医療の従事者をどう用意するかとか場所をどう確保するとか、いろいろな検討をさせていただきたいと思います。

○長沢興祐委員長 ほかにございますか。

よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○長沢興祐委員長 質疑なしと認めます。

次に各会派の意見を申し上げます。

○白石正輝委員 継続をお願いします。

○佐々木まさひこ委員 継続をお願いします。

○山中ちえ子委員 採択をお願いします。

○おぐら修平委員 継続をお願いします。

○高橋まゆみ委員 継続をお願いします。

○長沢興祐委員長 本件は、継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○長沢興祐委員長 挙手多数であります。よって、継続審査と決定いたしました。

次に、(3)5受理番号20 「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める国への意見書の提出を求める陳情を単独議題といたします。

前回は継続審査であります。

執行機関、何か変化はありますか。

○衛生管理課長 特に変化はございません。

○長沢興祐委員長 それでは質疑に入ります。

何か質疑はございます。

○佐々木まさひこ委員 本年8月7日ですか、建設アスベスト訴訟が首都圏の元作業員や遺族の方が起こされた集団訴訟がございました。一部の建材メーカーが合わせて40億円余りの和解金を支払うことで、7日、大半の原告との間で和解が成立し、長期に及んだ審理が節目を迎えたということでございます。

もう一つ大きな同様の訴訟が行われて、やはり大半の原告と和解を結んだということがあります。

今後は、今回の和解が、全国で同じような訴訟が行われてるわけでございますけれども、やはり他の訴訟にも影響を及ぼしていくのだろうというふうに思いますけれども、これを区に聞いてもいいのかな、どのように予測するか。答えられないか。

大体そういった、基本的には国が、今の組立てというのは最高裁の判決を受けて、アスベスト被害者の方へのいわゆる補償を早くするために国が

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

補償するという組立てになっておりますので、ただ、いわゆるアスベスト建材、それから製材、製造した企業の賠償責任というのは当然あってしかるべきだというふうに思います。そういったところでは、こういった建設アスベスト給付金法にこれらのものを組み入れるべきだというふうに思います。

それから、屋外作業員のアスベスト被害、それから国の賠償責任期間の直前で現場を離れた作業員の補償については、この給付金は最高裁判決を基本として組立てがされてますので、いまだ議論のあるところでございますけれども、これに関しては何か動きが今あるとかということはないですよ。一応確認です。

○衛生管理課長 特に動きを把握しているものではございません。

○佐々木まさひこ委員 分かりました。

○長沢興祐委員長 他に質疑はございますか。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長沢興祐委員長 質疑なしと認めます。

各会派の意見をお願いします。

○白石正輝委員 国の方もこのアスベストについては相当努力して前向きに進んでるというふうには思っています。

ただ、現実に現場に戻ってみると、そうじゃないということもあるので、是非、議会としては意見書を提出したいというふうに思いますので、採択でお願いいたします。

○佐々木まさひこ委員 2年前に産業環境委員会でも同様の趣旨のものが採択をされているという経緯もございますし、アスベスト関連疾患に罹患した被害者を救済するという観点からは、政治が決断すべき課題というふうにも考えますので、この陳情に関しては採択すべきものと考えます。

○山中ちえ子委員 2021年の5月でも国と建材メーカーの責任を認める判決をされているにもか

かわらず、国以外のその建材メーカーについての賠償というものは進んでこなかったという中で、今回やっとメーカーが和解金を成立したというようなニュースもあって、ずっとその現場の方々が時限爆弾を抱えていると言われるような体で、潜在的に苦しい状況もあって、そしてこれからまた現れてくるだろう症状との闘いとか、そういうものを背景にありながら頑張って運動を粘り強くやってきた、その中でどんどん前進してきた中身です。

もっと早めに採択をとということでは私は願っておりましたが、今回、本当に前向きな動きがつかれそうです。本当にうれしく思ってますが、採択で。

○おぐら修平委員 採択をお願いします。

○高橋まゆみ委員 採択をお願いします。

○長沢興祐委員長 本件は、採択すべきものとするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長沢興祐委員長 よって、本件は採択すべきものと決定いたしました。

なお、意見書の文案につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長沢興祐委員長 御異議ないと認め、一任とさせていただきます。

次に、(4)5受理番号49 別居・離婚後の親子を支援する公的サポートを求める陳情を単独議題といたします。

前回は継続審査であります。

執行機関、変化はありますか。

○親子支援課長 6月30日に国の関係府庁省等の連絡会の第4回目が行われまして、議事録は公表されておられませんので議論の中身は分かりませんが、会議資料としてQ&A形式の解説資料が公表されておりまして、現在公表されてるパン

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

フレットよりも詳しい解説がされております。

○長沢興祐委員長 それでは質疑に入ります。

何か質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○長沢興祐委員長 質疑なしと認めます。

次に、各会派の御意見ををお願いします。

○白石正輝委員 継続をお願いします。

○佐々木まさひこ委員 継続をお願いします。

○山中ちえ子委員 区も前向きに、本当に虐待などがあるおそれのある世帯などへの寄り添い、相談対応などの準備ということはされてるというふうに聞いているのですけれども、そういったところだけがちょっと本当に重視しなくちゃいけないというふうに区も考えてくださっているというのも分かっているのですが、小児学会などは、父母の離婚後の共同親権は手術が必要なときなどは判断が遅れる可能性がある。だから、やっぱり子どもの命を守るということを主体とした親権の新定義が必要だということも言っております。

こういった点でも、本当に前向きに考えていきたいし、足立区でできることは早め早めの準備ができたとも思っておりますので、採択。

○おぐら修平委員 継続をお願いします。

○高橋まゆみ委員 もう少し議論したいので、継続をお願いします。

○長沢興祐委員長 本件は、継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○長沢興祐委員長 挙手多数であります。よって、継続審査と決定いたしました。

次に、(5) 5受理番号52 原因不明の死亡者激増の調査の一環として、2021年4月以降の足立区民の死亡者の新型コロナワクチン接種歴と死亡日を照合したデータ公開とともに、区としての原因調査を求める陳情を単独議題といたします。

前回は継続審査であります。

執行機関、何か変化はありますか。

○保健予防課長 特に変化はございません。

○長沢興祐委員長 それでは質疑に入ります。

何か質疑はございますか。

○山中ちえ子委員 本当に少しだけ。

私、前回は触れておりますけれども、ひきこもりの方だったり、アルコール依存症などを持っていて引き籠もっていて、医療機関に常時受診できなかったケースは、やはりコロナの感染の危機ということで、ワクチンには積極的な態度をしていた方々がいたけれども、そのワクチンによって、やはりアルコール依存症は肝機能が悪くなっていくリスクを抱えているわけですが、ひきこもりといった点でも医療受診できてないといったところでリスクを抱えているにもかかわらず、ワクチンを打てばコロナには感染しないといったような間違った、ワクチンありきの流れがどうもあったのではないかという、そういう中で注意事項をしっかり読んでワクチンに臨まなくちゃいけない方々が、そうではなくて、安易に、医師の方もキャンセルがあったから今日来てくださりたいな対応とかもあったわけで、相談に乗った、もう亡くなられた、ワクチン受診後に亡くなられたお子さん、50代のお子さんを持つお母さんからは相談があったけれども、でもやはりそういったことをまた思い出すとつらいというような相談も受けています。

ですので、この陳情は、そのときにどう対応すればよかったかという反省点を調査するといったことも含まれてますので、そういった点では、まれだったのかもしれないけれどもあった、そういう間違ったケース、亡くなられてしまったケースなどのことをどう調査していくのかといったところでは、方針があるのでしょうか。

○保健予防課長 これは毎年工夫はしてるのですが、予診票と一緒に説明書を入れております。

おっしゃるとおりで、ワクチンを打ったからと

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

いって必ず感染しないというわけでもございませんし、副反応も一定の割合で発生します。そういったことは事実としてしっかりと公表して、中に厚生労働省のホームページにリンクも貼ってありますけれども、そういったことでできるだけ案内を丁寧にするようにしております。というところを今行ってるところです。

○長沢興祐委員長 山中委員、もう1回ポイントを絞って質問された方がいいと思います。

○山中ちえ子委員 もちろん足立区、衛生部が当時コロナの感染を防いだり、感染による重症化を抑えるためにワクチンを推奨していくと、一生懸命そういう体制をつくっていたというのはすごく私も評価しているのですが、一方で、そういうまれではあるものの、ひきこもりだったり、アルコール依存症だったりといった難しいケースがワクチンをするときに、注意事項をとりわけ普通の人よりもしっかりと読んで対応しますよというようにことをしっかりと書いていけば違ったのかなという。もう亡くなられてしまった方なので今言ってもしょうがないわけですが、そういったことを踏まえて、今後、パンデミックがあったときにまた同じようなことがないとも限らない。そのときにどう対策を取っていくつもりなのかということですか。

これから、今やっていることを答弁していただかなくてもいいので。

○衛生部長 まずひきこもりであるから、あるいはアルコール依存症であるから必ず副反応が強く出るということではないですよ。

禁忌事項にアルコール依存症の方はワクチンを打ってはいけないというふうにはなっていないので、御本人がよくその副反応が出るかどうかを確認するというのはすごく重要ですけれども、亡くなったことが本当にワクチンが、御家族はワクチンがとっておられるかもしれませんが、それが本当にワクチン接種によって亡くなっ

たのかどうかというのは精査をする必要があると思います。

もし御家族が、亡くなった後でも今そのことで、まだ傷ついていてすぐに申請するのは難しいのかもしれないけれども、被害届のような形で、医師に相談して、そういった申請書を出していただければ、それを国の方できちんと検討してそれが因果関係があるかどうかというのは調べることができますので、単にひきこもりだから、アルコールだから注意しなきゃいけない、あるいは副反応が強く出るというふうにしてしまう前に、御家族ももしできることがあったらそういった申請をしていただきたいと思います。

私どもは、その背景がどういう方であろうと、やはりワクチン接種というのはそれなりのものが体に入ることですので、是非これからきちんとして説明を受けて接種してもらえるように、そこは私たちが準備しますし、医師会の先生方にも伝えてまいります。

○山中ちえ子委員 そういうことではなくて、要するに、定期的に医療受診していれば自分が肝機能が高いとか腎機能が悪いとか分かるわけじゃないですか。でも、やっぱりひきこもりの方は常時医療に受診してないものですから、自分の特徴が分かっていないと。やはりコロナワクチンのリスクとしては、腎機能や肝機能の悪い人たちは控えてくださいというふうになってるのですよ。十分に医者と相談してからにしてくださいとちゃんと書いてあるのですよ。

でも、そういう説明をしっかりと理解した上でワクチンを受けられてた人がどのぐらいいたのかなというふうには私は思うのです。

私も、だからそのケースがはっきりとコロナワクチンのせいであつたというふうには思いませんし、そのお母様もそういう意味で足立区を責めるつもりもないということも言ってるのですよ。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

だから、重要なのは、それを教訓として、次に同じようなときがあった場合にそれは防ぐことができるという体制を取ってほしいというお願いなのですけれども。

○衛生部長 大変失礼いたしました。

やはり自分の体のどんな疾患を持っているかとか、どんな弱みがあるかというのは御自身でつかんでおくことが一番重要だと思いますので、その年代にもよりますが、特定健診や40歳前の健康づくり健診なども、できれば年に1回は是非受けていただいて、体の状況も把握しながら、ワクチン接種も検討いただけるようなPRも今後検討してまいります。

○長沢興祐委員長 よろしいですか。

○佐々木まさひこ委員 今、山中委員からはそういう例が出されましたけれども、こういった議論というのは基本的に、いわゆる科学的な事実に基づいて議論されなければいけないだろうというふうに思っておりますけれども、ですから、私はこの区の方針の中で、やはり区では予防接種実施状況や副反応疑い報告等の情報を匿名化した予防接種データベース、これが令和8年度中の運用開始を目指しということで検討を進めているということですが、この検討状況、進行状況はいかがですか。

○保健予防課長 これ厚生労働省が公表してる資料なのですけれども、今システムは開発中でございます。

運用が始まるのが来年の6月、令和8年の6月の予定だというふうに聞いております。

○佐々木まさひこ委員 この予防接種データベースはナショナルデータベース、いわゆる全国からのレセプト情報とか特定健診のデータ等々、連結して解析が可能となるということだそうです。

ですから、予防接種の有効性、安全性に関する議論を行うとすれば、いわゆるそういうしっかりとしたデータを基に、こういったことに課題があ

って、こういったケースの方にリスクが高まるのかとか、安全性が担保できるのかとか、そういったことをきちっとした科学的なデータの裏づけの下で議論すべきというふうに考えますので、そのことをしっかり進めていただきたいなというふうに思います。

○保健予防課長 データベース、運用が始まりまして、最初はテスト運用だと聞いてるのですけれども、安定性が確認できれば、一般の研究者の方にも情報提供するというふうに聞いてございますので、そういったものを御利用させていただきたいと考えております。

○長沢興祐委員長 他に質疑はございますか。

よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○長沢興祐委員長 次に、各会派の意見を申し上げます。

○白石正輝委員 この陳情がどういう趣旨で出されたのか非常に分かりにくいんですね。コロナワクチンと死亡者とを結びつけてしまったら、だからコロナワクチンは接種しない方がいいよということになりかねないから、そういう意味では、これ非常に難しい陳情だと思うのですよ。

だから、これはこのままもう少し議論を重ねていきたいというふうに思います。

コロナワクチンを接種したから死んだ人の数と、しなかったためにコロナになって死んだ人の数と、そういうのを比べてみないと、これ一方的にこのワクチンだけということにはなかなかならないのではないのか。

昔、明治時代ですよ。種痘のワクチン打つと牛になっちゃうという話があったのですよ。あれは種痘のワクチンは牛から取ったのですよ。だから、それを打つと牛になっちゃうというようなこともあったわけだから、そういう意味では、よほど慎重に議論していかないと難しいかと思えます。

そういう意味では継続でお願いします。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○佐々木まさひこ委員 科学的に裏づけのあるデータを基に議論を進めるべきというふうに考えます。継続を主張します。

○山中ちえ子委員 私も科学的見地に立って、やはり救える命をしっかりと救っていくという点では、ワクチンがとても効果があるというところはそうなのですけれども、一方で、やはり大きく聞こえてくる声なども、そのワクチンに対してのいろいろなタイプのワクチンがありますし、全部が全部ということではないわけなのですけれども、やはりその声を、せっかくある声を生かして、次のパンデミックに備えていただきたいと思います。

本当に重要だし、考えていきたいということで継続です。

○おぐら修平委員 採択。

○高橋まゆみ委員 こちらのコロナワクチンで被害者救済制度を使って死亡認定がされた方というのは1,031人に上っているのですね。ただ、680人はこの中でワクチンの安全性が評価される、そういう制度に報告がされてなかったという数字が680人もいらっしゃるということで、本当にこのワクチンが安全だったかどうかというのがまだ今分からない状態だと思うのですね。なので、これ8日の日に厚生労働省の大臣が記者会見して下さりけれども、まだ未知数なところ、安全性が担保されてないというところでこういう陳情が出てきたのだと思うので、足立区としても原因調査を求めるといのは必要かと思いますが、議論をまだ続けていきたいので継続をお願いします。

○長沢興祐委員長 本件は、継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○長沢興祐委員長 挙手多数であります。よって継続審査と決定いたします。

次に、(6)5受理番号53 パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める意見書を国に提出することを求める請願を単

独議題といたします。

前回は継続審査であります。

執行機関、変化はございますか。

○感染症対策課長 特に変化はございません。

○長沢興祐委員長 質疑に入ります。

何か質疑ありますか。

○佐々木まさひこ委員 1点だけ。

この請願には、3点目で、「パンデミック条約及び国際保健規則の改正の内容が、国家主権を超えて、日本国民の自由と人権の尊重を侵害しないようにすること。」という請願趣旨がありますけれども、このような懸念を生むような事柄が条約には含まれているのでしょうか。ちょっと確認をさせていただきます。

○感染症対策課長 こちら外務省の方にもQ&Aが公開されてまして、そうした国家主権を超えて人権が損害されるような、そういった指摘には当たらないということを明記されているところがございます。

○長沢興祐委員長 他に質疑はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○長沢興祐委員長 各会派の意見を伺います。

○白石正輝委員 継続をお願いします。

○佐々木まさひこ委員 一応継続をお願いします。

○山中ちえ子委員 継続です。

○おぐら修平委員 採択です。

○高橋まゆみ委員 継続をお願いします。

○長沢興祐委員長 本件は、継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○長沢興祐委員長 挙手多数であります。よって、継続審査と決定いたしました。

次に、(7)受理番号4 あはき・柔整広告ガイドラインの適正かつ積極的な運用を求める陳情を単独議題といたします。

前回は継続審査であります。

執行機関、何か変化ありますか。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○生活衛生課長 前回の委員会の後、8月の前半になりますけれども、全施術所にはがきによるこのガイドラインの周知の方を行っております。

また、区内のちょっと一部の地域でございますが、そちらにある施術所について外観のみ、立入りはしてないのですけれども、外観のみで現地確認の方を行いまして、その結果、広告を行っている施術所についてはガイドラインに抵触する施設ばかりというか、見たところ全てがガイドラインの何らかの部分に抵触するというような実態を確認しております。

○長沢興祐委員長 ありがとうございます。

質疑に入ります。

何か。

○白石正輝委員 私も病院の経営やっております、今はやってませんが、医療法等の法令政令による規制というのはすごい厳しいのですよね。何でこんなに厳しいことを言わなくちゃいけないのかというぐらいに厳しい規制があったのですね。

ところが、例えば医師会などは加入者が多いのですけれども、歯科医師会にしても薬剤師会にしても柔整にしても、会に入らないという人が非常に多くなってきた。そのことで会に入ってる人たちが規制に縛られてやってるのと比べると、全く規制を気にしないでやっている人たちもいると。

そういう意味では、会に入ってる人も入ってない人も含めて平等公平に扱ってほしいということですが、ところで、衛生部長、衛生部なのか保健所なのかよく分かりませんが、これを調べるということになると、三師会全部、それに柔道整復師会と四つ、助産師会もありますから、そういうの全部調べたら大変な人的な力が必要になるというふうに思いますが、これやり切れますか。

○生活衛生課長 白石委員おっしゃるとおり、全ての医療機関また施術所となると、膨大な何百という数になりますので、今の体制ではそちら全てを調査するというのは現実的には難しいというのが

実情でございます。

○白石正輝委員 大体調べても権限などないのですよ。私ら例えば病院だと東京都にいろいろと言われれば、それなりに言うことを聞かなくちゃいけない部分もありますけれども、区など何の権限もないですから。

そういう意味では非常に難しいということは確かですけども、せっかくある法律なのだから平等に扱ってくれということですから、そういう意味では平等に扱っていくと、対処していくということについては、そんなに難しいことではないというふうに思いますけれども、生活衛生課長答えていいですよ、衛生部長。

○衛生部長 全てを厳密にしっかり強制的に聞いてもらうというのは確かに難しいことです。

医療法における医師会、歯科医師会、薬剤師会は、やはりかなりきちんと守られているかなという印象があります。

ただこのあはきに関しては、先ほど生活衛生課長からも説明がありましたように、表で見ただけでも、全ての施設がこれに抵触していたということです。区内全部ではなくて一部のエリアの調査をした限定的なことではありますが、ただ、やはりこういった制度ができたので、きちんとこれはPRして周知する必要はあるというふうに考えておまして、そこでまずは全施設に1件ずつ入るのは難しくても、まずはお通知で連絡を取ったというところでございます。

○長沢興祐委員長 ほかにございますか。

大丈夫ですか。

○高橋まゆみ委員 ちょっとお聞きしたいのですが、これやった後というのは、その罰則的なものというのは考えてないということですか。

○生活衛生課長 実際には今周知を全施設に行ったところですが、今後も、引き続き周知については行っていきますけれども、やはり基本的には施術所

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

の自主的な取組、例えば看板を付け直すとか、そういったときにはガイドラインに従ったものに変えていただくといったようなところを促していくというような形で考えております。

- 高橋まゆみ委員 ほかの区の対応というのは聞かれましたか。
- 生活衛生課長 まだ今回のガイドラインに対する対応というのは各区も検討しているところが多いのですが、やはり同じように自主的な取組を促すということで通知を定期的を送るといったお話や、小さい自治体についてはできる限り回れるかどうかを今考えているところというようなお話もいただいております。
- 高橋まゆみ委員 ありがとうございます。

この利用者側から見たら、これ徹底されちゃうと、中で何をやるかというのが一切分からないような形になるかと思うのですね。

例えばなのですが、私たち選挙のときもそうですけれども、グレーゾーンがすごく多いですよ。それをしっかり白黒付けてしまうと何もやれなくなってしまいます。確かに法で決められているところがあるのですが、これきっちりあまりにもやり過ぎると不便やデメリットも出てくるのではないかと思うのですが、そのあたりはどうですか。

- 生活衛生課長 高橋委員おっしゃるところはこちらも理解できておりますし、実際には現在多くの施術所がそういった考え方に立って、なるべく消費者の方に自分たちのやってることを分かってもらうという意図で広告の方はしてるかとは思いますが。

ただ、やはり法令で決まってる部分について、我々がそれを守らなくていいというようなところにはなりませんので、やはり実際に守っていらっしゃる、守って適正にやってらっしゃる事業者もいる中で、一方的に無秩序に広告をしていいという話ではないと我々考えておりますので、やはり

そこについては適正な広告というような形で我々は周知、そしてまたそれを自主的に守っていただきたいというような形で取組は続けていきたいと考えております。

- 高橋まゆみ委員 分かりました。ありがとうございました。
- 長沢興祐委員長 各会派の意見を伺います。
- 白石正輝委員 この陳情は、公平適正かつ積極的に運用するように働きかけてくれということですから、議会としても、それは当然のことだというふうに思いますので、採択をお願いいたします。
- 佐々木まさひこ委員 これはあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律、それから柔道整復師法に関する法律、それぞれ広告に関する制限の条項が設けられておいて、その上でのガイドラインでございます。これを適正に運用してくださいという陳情でございますので、これに関しましては、区はしっかりやっていただきたいということで、採択を主張いたします。

- 山中ちえ子委員 利用者さん側とお店側と、それから法を守ってもらわなきゃいけないという責任のある自治体だったりとかという、そのいろいろな面から考えられなくちゃいけないのかなと思いますので、やはり大きな病院だったり医療機関だったりといったところの声と、やはり小さい事業者でもやっぱり夢に向かって頑張ろうとしているような小さな個人事業主だったり、そういった方々がやろうとしている場合、やはりどうやってみんなに施術を知ってもらうかとかということを考えると、その方々が、そういった法律を守るとなるといろいろな縛りがあって何もできないということもあるでしょうし、でもそれが本当に民主的にどうなのかといったところでは問題があったりもするのかもしれない。

だから、やはりいろいろな面から、どう考えているのかといった現場の声をしっかりと区が聞いて、それに対応していく、陳情して下さった方

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

に対しても、どうしたらいいかといったところでもそうですし、いろいろな相談をしっかりとすることも一方でやりながら、よりよく解決して欲しいなと思います。なので、私は継続で。

○おぐら修平委員 継続をお願いします。

○高橋まゆみ委員 私もやっぱりほかの区がどうやっていくのかというのはすごく見たいところでもあるし、あまりにも白黒付け過ぎて、その業種を潰してしまうということになりかねないことではあるので、継続をお願いします。

○長沢興祐委員長 本件は、継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○長沢興祐委員長 挙手多数であります。よって、継続審査と決定いたしました。

以下の審査に直接担当でない執行機関の退席を認めます。

[執行機関一部退席]

○長沢興祐委員長 次に、所管事務の調査を議題といたします。

(1) 糖尿病対策に関する調査についてを単独議題といたします。

何か質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○長沢興祐委員長 質疑なしと認めます。

続いて、(2) 令和7年度地方都市行政調査についてを議題といたします。

本件については、別紙のとおり、希望する調査事項並びに調査都市についての提案がありました。

最終的な決定につきましては、受入先の都市の都合もありますから、正副委員長に御一任いただきたいと思いますので、御了承願います。

○長沢興祐委員長 次に、報告事項を議題といたします。

(1) (2) 以上2件を福祉部長から、(3) 以上1件を高齢者施策推進室長から、(5) 以上1件を足立福祉事務所長から、(6) から(8) まで以上3件を衛生部長から報告を願います。

○福祉部長 それでは、厚生委員会報告資料、福祉部の2ページをお開き願います。

まず、件名はメタバースを活用したひきこもり居場所支援の開始についてでございます。

こちら、対面以外の新たな居場所の支援として、メタバース、3次元の仮想空間を利用した居場所の提供を始めましたという御報告でございます。

項番2にございますとおり、主なターゲットはひきこもりになっている御本人、それに加えまして、対面で人と会うことは抵抗があるのですけれども他者とつながりを持ちたいという方でしたり、あとひきこもりの方の家族の方若しくは支援者として関わってる方も参加可能という形になっております。

そのメタバースのイメージを先に御覧いただきたいので、4ページをお開き願います。

これ紙資料は白黒で申し訳ありません。

こちらのように、ちょっと仮想空間、バーチャル的な空間に、こちらのバーチャル空間を運営している運営スタッフが3名待機をしまして、入ってこられた方にお声掛けをして対応するというようなものでございます。

個別でお話するスペースも設けておりますし、みんなで和気あいあいと交流するようなスペースも別途設けておりますので、どちらに参加するかというところが、その方の御自由な選択になるかと思っております。

ページをお戻りいただきまして、2ページです。こちら7月15日から運用を開始してございます。

3ページの項番6でございますが運用スキーム、

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

今のところ開催は月2回、第1第3の火曜日の午後の時間帯で開催をしております。

7番の運用後の状況ですけれども、現時点で登録6名、そして今まで2回行いましたが、参加者が2名、1名と決して多い状態ではございません。

したがって、今後の方針としまして、御利用される方々の意見等も伺いながら、今後様々なイベントやワークショップ等も企画をしながら、利用者増につなげていきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、5ページをお開き願います。

足立区障がい福祉関連計画策定等委託の公募型プロポーザルによる事業者の特定結果でございます。

こちらは、項番2にございますとおり、第8期障がい福祉計画・第4期の障がい児福祉計画の作成を支援いただく事業者を決定するものでございます。

特定した事業者につきましては、項番4のとおり、こちら先ほどの高齢の計画と同じ、株式会社日本能率協会総合研究所に決まりました。

6ページをお開き願って、この事業者が特定されたポイントでございます。

障がい施策の全般の現状や今後の課題を把握しているということと、あと、今後、実態調査等も行っていくのですが、障がい児を含む子どもの声を把握する手法として、どうしても文字づらだとお子さんが答えづらいということもあるので、絵なども取り入れて、これがどのように感じますかというような形で、子どもの意見や考えというのを取り入れていくというような独自の提案がございましたので、その点が評価されたポイントになってございます。

8ページ以降に第一次審査、第二次審査の結果が記載がございますので、後ほどお目通しいただければというふうに思います。

私からは以上です。

○高齢者施策推進室長 引き続き、福祉部資料10ページ御覧ください。

件名は足立区地域包括支援センター事業業務受託事業者評価委員会の評価結果についてです。

プロポーザルで選定をされました包括新田につきまして、この度評価を行いました。受託事業者は社会福祉法人白寿会になります。

評価結果ですが、項番3に記載のとおり、評価委員5人で500点満点中495点という高得点でございました。

合計点の平均8割以上のため、引き続き令和8年度も委託契約を更新して運営をお願いいたします。

委員構成等につきましては記載のとおりになります。

12ページ御覧ください。

評価項目、また委員5名の評価の平均点も記載しております。

今後ですけれども、引き続き適切な評価を行いまして、安定した運営と区民サービスの向上に努めてまいります。

また、現在プロポーザルを行っております。今後、年3か所ずつ包括についてはプロポーザルを行って、25か所全てプロポーザル方式に切り替えていく予定になっております。

私からは以上です。

○足立福祉事務所長 私から、18ページの方を御覧いただきたいと思っております。

足立福祉事務所第二次滞納対策アクションプランの取組報告についてでございます。

令和6年1月に生活保護費返還金につきまして第二次のアクションプランを策定しまして、令和6年度より取組を開始したので、その実績の報告でございます。

項番1、収納率と債権額の推移がでございます。令和3年度から第一次のアクションプラン進めてまいりまして、債権額を25億円を下回ってまい

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

りましたけれども、第二次アクションプランに入りまして、令和6年度、25億円をまた超えてしまったということで、前年度と比べまして9,000万円ほどの増となってしまいました。また、収納率の方も低下したという状況でございます。

こちらの理由としまして、(1)の方に高額な不正受給が複数発覚したということで、生活保護法の78条の徴収決定額が増加したということが一つの原因で、1件で多額の不正受給もございましたので、そういったことが影響しております。

また、(2)収納率の低下に関しましては、福祉事務所の職員の方の収納率向上の意識が少し低下してきているのかなということが原因と考えておりますので、対策が必要だというふうに思っております。

次のページ19ページの方には、そちらの債権額の内訳になってございますので、御覧いただきたいと思いますが、(1)から(3)までそれぞれ詳細にその内訳を書いてございます。

次のページ21ページでございます。

返還金の発生状況、こちら令和6年度分の返還金の状況でございまして、7億8,700万円余ということでございます。

返還金を新たに発生させない取組を行ってございまして、63条の返還金につきましては減少しましたけれども、先ほど申し上げましたとおり、不正受給の発覚による78条の方が増加したということが影響しているということでございます。

項番4、次のページ22ページ、不納欠損額に対する国庫負担金の推移でございます。こちら不納欠損の方、国が定める適正な返還金の債権管理手順により行った場合につきましては、国から欠損額の4分の3が交付されるということになっております。したがって、こちらの方をしっかりと取り組んでいるところです。

令和6年度につきましては前年度から、不納欠損額少し減っているところでございますが、割合

の方、国庫負担金の割合の方は増えているような状況となっております。

項番5の令和7年度の取組、今後の課題ですけれども、(1)のところ、資産調査の集約ということで、こちら預貯金調査の電子化システムの方を活用しまして、今、試算の早期把握等に努めているところでございます。

23ページ御覧いただきたいと思いますが、令和6年度につきましては、中部第一、第二福祉課に試験的に導入しましたが、令和7年度からはこの取組については全福祉課に展開しております。

この遡及年金の迅速な徴収につきましては、年金調査専門員、こちら年金事務所のOBですけれども、各福祉課等に配置してございまして、遡及年金についての早期に返還決定をする仕組みを構築してまいります。

(2)の納付方法の多様化につきましては、令和7年度、令和8年1月からコンビニ納付の導入を検討しております。

(3)のケースワーカーの債権に関する意識向上につきましては、こちらにつきまして、先ほど申し上げたとおり課題と考えてございますので、今年度、具体的な処理手順、また事務フローについて債権管理の研修をしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。

24ページにつきましては、アクションプランのポイントが記載されております。

私の方は以上でございます。

○衛生部長 では、衛生部の厚生委員会報告資料2ページを御覧ください。

件名、足立保健所窓口等運営業務委託の次期受託事業者選定に向けた公募型プロポーザルの実施についてです。こちらのプロポーザルを今後実施してまいります。

この目的は、公募型プロポーザルによりサービスの質的向上や事務効率の改善に加え、人材確保、労務管理、人材育成などの区職員の業務の軽減を

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

図ること。窓口業務を委託することで、保健センター専門職がより丁寧かつ寄り添った質の高いサービスを提供できる体制を整えることです。

業務委託期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間で7名の選定委員会委員により会議を構成し選定してまいります。第1回目の会議は9月上旬に応募要件、状況等の決定をする予定でございます。

こちらの結果については、当委員会に今後報告してまいります。

続いて4ページを御覧ください。

件名、区内医療機関を対象とした看護師人材確保支援事業（案）についてです。

こちらにつきましては、潜在看護師の再就職を支援し、区内医療機関で不足している看護師の確保及び定着を進めることで、医療機関の経営支援に寄与できるよう、以下説明します案を第3回定例会の補正予算に計上する予定でございますので、その内容について御説明いたします。

目的は、潜在看護師再就職を支援し、区内病院で不足している看護師の確保を図ること、それにより医療機関の経営支援に寄与すること、区内在住の人材を確保することで医療機関への定着及び災害対応力の充実を図ることです。

この事業は、令和9年度までの3年間の時限で実施を予定しております。

助成につきましては、医療機関については、採用時に受入れ準備金や研修費用として採用時に20万円、看護師については就職して1年後、本人に奨励金を10万円へ補助する予定でございます。

対象は区内医療機関で病院、医院、クリニック、診療所となります。

看護師の離職期間は、離職1年以上経過したものと設定しております。区内在住者です。

病床数ごとの助成上限人数というのを5段階で定めております。

助成イメージの図にありますように、都の助成

も併せて助成可能としております。

もし予算が可決された場合、周知方法ですけれども、リスティング広告といいまして、検索のキーワードに合わせたポップをインターネットの画面の上の方に上げていただく、そういった広告を使う予定です。また、10月頃に医療機関の人事担当者に対して説明会を実施いたします。そのほか、ポスターの作成や区ホームページなどでの周知を考えております。

今後も引き続き、区医師会役員や看護部長などの御意見を伺いながら、支援内容や条件などの詳細について更に精査してまいります。

続いて6ページを御覧ください。

アピアランスケア用品購入費用助成事業の拡充（案）についてです。

こちら令和7年第3回定例会の補正予算案に予算を計上する予定です。

こちらについて詳細案を御説明いたします。

まず最初に、8ページの方を御覧いただきたいと思っております。

こちらは各区のこうしたアピアランス支援の状況です。足立区は2年前からこの事業を始めております。当時はこの真ん中よりも上の状況でこの事業をスタートしたわけですが、この一、二年、各区がそれぞれ一斉に事業を始めておまして、足立区だけが今5割助成でほかの自治体は10割助成という状況になりました。

そこで、今回補正予算を計上し、足立区でも拡充していきたいというふうに考えております。

6ページに戻っていただきたいと思っております。

現行方式との比較になりますが、拡充案としては、がんだけではなく、そのほか外傷に伴う脱毛や乳房の切除等によるアピアランスケア用品が必要になる方、がんだけにこだわらず必要な方に支援していくという考えです。

助成金額も、今までの3万円から上限10万円として、費用の10割を助成していく予定です。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

7ページになりますが、特例措置も設けまして、既に区で助成を受けた方も遡って申請ができるように考えております。

こちらについては、予算が可決されましたら、令和7年10月1日から予定しておりますが、遡りを令和7年4月1日とし、そのほかの遡る措置も取る予定でございます。

説明は以上でございます。

○長沢興祐委員長 開会前にも申し上げましたが、この後、厚生委員協議会がございますので、御考慮いただきますようお願いいたします。

それでは質問どうぞ。

○佐々木まさひこ委員 本当に何点かだけ質問させていただきます。

今御説明のあったアピアランスケア用品購入費用等助成事業の拡充でございますけれども、公明党からもこの助成事業の拡充については御要望させていただきまして、今回早速対応していただきまして感謝申し上げます。

助成回数は原則生涯2回までとなっておりますが、これは現行も拡充案も基本変更はないのですけれども、変更案には特例措置ありというふうになっておりまして、これは成長期にあるお子さんなどが装着する場合、その成長の変化に合わせて装具を取り替える必要がある場合などかという理解でよろしいのか、それともそのほかに該当するケースがあるのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

○データヘルス推進課長 これまでの補助金では、がんのみということで限定した対象だったのですが、今回佐々木委員おっしゃるとおり、若年性の脱毛症とかそういうものも対象にさせていただきました。生涯2回までということで助成をさせていただいております。

ただ、特例措置では、現時点でもう既に2回申請した方についても、もう1回申請いただけるという特例措置を設けたところがございます。

○佐々木まさひこ委員 そういう特例措置なのですね。

お子さんの場合、結構成長に合わせて装具を変更しなきゃいけないのが2回で済むか、済まないケースもあるということも聞くのですけれども、そこら辺のところはどうなのですか、柔軟に対応する、これは今変わったばかりだからあれですけども、ちょっと今後検討課題としていただきたいというふうに思いますけれども、いかがですか。

○データヘルス推進課長 佐々木委員おっしゃるとおり、そういうことも考えられますので、今後それは検討してまいりたいというふうに考えております。

○佐々木まさひこ委員 ではもう1点だけ、すみません。

福祉事務所の第二次滞納対策のアクションプランですが、滞納整理専門員による相続人調査に取り組んでおられます。これは成果は出てるのでしょうか。

○足立福祉事務所長 一定程度亡くなられる方というのは毎年いるわけでございますので、一応調査の方は掛けますけれども、成果までは、どこまで出てるかといいますと、それをお返しいただくことはあるのですけれども、大体相続放棄という形の方がもちろん多いでございます。

○佐々木まさひこ委員 そう思うのですよね。基本的に生活保護の方が亡くなられた場合に財産とかお持ちではないわけですから、負の財産はあっても正の財産はない、相続人があっても相続放棄されると思うので、この取組というのは、後に説明がありましたけれども、債権者が死亡された場合に債権を早期に処理を進めるという意味で実施しているという理解でよろしいですか。

○足立福祉事務所長 佐々木委員おっしゃるとおりでございます。

○佐々木まさひこ委員 ただ、でもその不納欠損処理できてるのはまだゼロ件なので、成果としてあ

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

まり上がっていないのかなと思ったのですが、それはどうなのですか。

○足立福祉事務所長 こちらの調査を完了するまでが3年ということで、そういった規定がございまして、調査完了後3年で欠損できるということになっておりますので、まだちょっと今年度の取組に関してはまだ結果が出ないということで3年後には出ます。

○佐々木まさひこ委員 こういった形で取り組んでいただいていることに敬意を表したいと思います。悪質かつ高額な不正受給の発覚による生活保護法第78条徴収を発生させない取組というのは大事なというふうには思うのですが、1件非常に多額なということをおっしゃいましたが、その多額なというのは一体幾らぐらいだったのでしょうか。

○足立福祉事務所長 今回発覚したのは、お1人で2,000万円超えているもの、1,000万円を超えているものというのが幾つか判明しております。

○佐々木まさひこ委員 それは一体どういうケースでそこまで多額な金額になってしまったのか教えてくださいいただけますか。

○足立福祉事務所長 本人が収入申告をしないというような状況があります。ケースワーカーの方でいろいろと調査を掛けていく中で判明することが多いというふうに思っております。今回それが最たる原因かなと思うのですが、やはり御本人の収入申告というところがない場合、なかなかこちらでキャッチすることができないというのが現状でございます。

○佐々木まさひこ委員 それにしても2,000万円、1,000万円というのは非常に多額な金額でございますので、第二次対策アクションプランでもうたっておりますので、実効性のあるといってもなかなか現金でもらったりとかしていると、なかなか把握しづらいのだろうなというふうに思い

ますが、そのところは是非、様々な形で面談を重ねながら、あれっと思ったような人にはちょっとしっかり調査を掛けるとかしながら、そういったところはきちっとした形で生活保護受けておられる方に、そういった目が向かないように公正公平にやっていただきたいということの意味を含めて、是非お願いしたいと思いますのでよろしくお願ひします。

○足立福祉事務所長 佐々木委員おっしゃるとおり、やはり真面目にしっかりと受給をして納めているという方ももちろんいらっしゃいます。

預貯金調査のシステムで、本人の申請以外の収入も分かる仕組みをつくっておりますので、こういった取組をどんどん進めて、しっかりと取り組んでいきたいと思ひます。

○山中ちえ子委員 私も少しだけ絞ってにします。

それで、福祉部の方の報告で、地域包括支援センターの業務委託の評価結果についてといったのがあるのですが、これは前回三つの事業者が評価によって低い評価のところからやるということでプロポーザルといった、花畑と、あと三つほど報告があったと思うのですが、このことでかなりケアマネジャーの知り合いとかからも連絡があって、それはどういうことなのということで連絡がありました。

なので、25か所を年間三つずつでしたか、やっていくということなんだよというお話をしたり、プロポーザルだから、よりよいところの企画書が選ばれるといった点では本当に期待する点もあるけれども、何かあれば言ってねということをおも言ったのですが、やはり地域包括支援センターの一つ一つ、もういろいろな問題抱えてたりたくさん業務が請け負われたりしている中でお話を聞いて、それでこういった流れになるのであればそこに今までの努力だったりノウハウだったりが生かされる形で引き継がれるとか、その辺ではどういうふうに努力してるのでしょうか。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○高齢者施策推進室長 今、山中委員からお話いただきましたとおり、介護保険法の今回報告したプロポーザルの評価ではなくて、介護保険法の中でやっております事業評価の評価の低いところ3か所ずつプロポーザルを今年度から始めています。

各法人の方には、このプロポーザルになることは令和3年度から、センター長会含め、各法人の事業者向けにも説明会を行って、今回令和7年度からの実施ということになっています。

万が一事業者が変わった場合ですけれども、今年度やっておりますプロポーザルも年内には事業者が決定する予定です。もしそこで事業者が変わった場合は、3か月程度は引き継ぎの期間ということでやっていただく期間も設けておりますので、そういった形では各包括、また手を挙げていただいている法人の方々にもその旨きちんと説明しているところです。

○山中ちえ子委員 前回ケアマネジャーさんだけなかった手当が、地域包括のケアマネジャーさんにもその対象となるというような考慮というか区の独自の支援をやってくださって本当によかったという話もあるのでありますが、やはりそんな大変な状況の中だから、いろいろな問題がないようにというふうに思うのですけれども、例えば12月、1月、2月、3月といった時期には、万が一その事業者が変わった場合の受渡し、利用者さんなどが何人、多数いると思うのですけれども、申し送りとか、事業の受渡しとかあるのですけれども、その両方に報酬がしっかり行くような形でサポートするということですか。

○高齢者施策推進室長 今年度中は今受託している事業者が請負っていますので、そのお金の部分、報酬の面については現在の受託者の報酬になるかと思えます。

お話のあった、お客様というか利用者様、利用者様の情報等については、これまでは各包括ごとにシステムが違って、区の方でもその利用者

がどういう状況なのかというのは把握できなかったのですが、このプロポーザルに向けて整えてきて福祉の森ということで、全包括同じシステムを使っています。ですので、事業者が変わっても、その地域の利用者の状況というのは把握できるようにはなっております。

○山中ちえ子委員 ありがとうございます。

是非、大切なところだと思うので、各居宅介護支援事業所に持っている利用者さんなどのお大変なことなども、包括支援センターとともに解決していくというスタンスを取っておりますので、大変悪いことにならないように、スムーズに利用者さんのお大変さに寄り添えるようなプランが継続できるようにといったことで気を付けていただきたいなと思いました。

でも、先ほど福祉の森の一本化といったところはよかったなと思います。

そして、衛生部の方の保健所窓口運営業務委託の受託事業者選定に関してなのですが、これで、保健師さんの業務が負担軽減するとか、目的としては人材育成などの区職員の業務の軽減を図るとかあるのですけれども、ちょっと丁寧に具体的に教えてもらえますか。

○衛生管理課長 今、山中委員御指摘の部分なのですが、まず保健師と専門職、こちらの保健センターの窓口を訪れる方というのが、当然健康相談等の寄り添いが必要な業務もあるのですけれども、一方で窓口で済んでしまうというか、申請手続であったり、手続、そういう業務もございまして、その部分を委託させていただくことで専門職たちが先ほど言いました健康相談だったり不安のところの相談というところをしっかり寄り添えて、相談業務に当たれるかなというところを考えております。

また、労務管理や人材育成というところも、なかなか区として窓口専門の職員を雇うということができないというところがございます。そこを委

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

託会社がしっかりスキルのある方を選定して雇っていただくというところで、今人不足というところもありますし、そういうところの人材確保、またその方たちをしっかりと研修して、手続等しっかり対応できる人材を育てていただくというところにメリットを感じているところでございます。

○山中ちえ子委員 あと、そういった中で、例えば区の職員がその業務委託の関係者に指導するとなると偽装請負になるし、そして、一方、公権力行使もリスクがあるということでは、この二つに挟まれて大変だと思うのですが、その辺のことではどう回避してるのですか。

○衛生管理課長 今、山中委員御指摘のとおり、当然偽装請負、区の職員が委託先の職員に直接指示等することはございません。そのための防止策として、まず執務スペース分けさせていただいております。また、更衣室等も分けさせていただいて、指揮系統、全く別のものになっておりまして、唯一、当然業務をやっていく上で連絡だったり引き継ぎだったりする部分でございますので、そちらに関しましては委託業者の責任者、これは窓口になる職員しっかり決めさせていただいて、区の職員としても窓口決めさせていただいて、そちらでしっかりとやらせていただいているところでございます。

○山中ちえ子委員 ありがとうございます。

是非、常時そういったリスクにさらされているという中で、一番はやっぱり利用者さんの個人情報だったり守られる。やっぱり精神保健だったり人に知られたくないといった問題を抱えてくる方もいらっしゃると思いますので、よろしく願います。

それと、看護師人材確保支援事業として、潜在看護師の支援策、これは本当によかったなと思うのですが、苦勞もあるかと思いますが、どのような方針というか、ここに書いてありますけれども、見込みはどんな感じなのですかね。私も

その1人なのですけれども、やりたいなと思いますけれどもやれないという、★★したらという感じなのですけれども、もう本当に思いがある方ばかりなので、看護師さんというのは。だから、気持ちよく仕事ができたらということでは区がこういう支援をやるというのはすごく理想的だなと思います。

他の事業と併せて頑張っていたいただきたいと思えますけれども、その点ではどうでしょうか。

○衛生管理課長 今御意見いただきましたとおり、まだちょっと始めてみないと、どの程度潜在看護師の方、就職に結びつくかというところはございますが、今もしっかりと区内病院の看護部長の皆様、御意見いただきながら、受入れ側の病院としてもしっかりと助成をすることで、ちょっとブランクのある方でも安心して就職できるような体制を整えていただけるようお願いしているところでございますので、しっかり進めさせていただきたいと考えております。

○おぐら修平委員 私から、まず福祉部の報告資料の2ページのメタバースの活用についてです。

こういったいろいろな形でのこの時代に合わせたこういう居場所支援というのは非常に大事な取組で、是非是非広げていただきたいなと思うところですが、まず、今いろいろな、以前からこの委員会でも度々確認、問題提起させていただいてますが、今足立区内でひきこもり状態にある方、今実際に何人ぐらい推定されてますでしょうか。

○福祉まるごと相談課長 最新の区の調査としては、令和元年の調査がまだ最新のものですけれども、15歳以上、中学生を除いた15歳以上から64歳以下という方に調査をさせていただいて、区内で6,400人程度いるのではないかという推計が今最新でございます。

○おぐら修平委員 これはメタバースの活用以外にもそうなのですけれども、やはりこのひきこもり問題すごい難しいのは、どこにそういう状態の方

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

がいるのかが分からないというのが非常に難しいと思うところです。

一方で、今この時代の流れで、ネットを使ってSNS、またこの検索キーワードでこういうところにつながってくるというのが今の時代の流れの大きな特徴で、そういったものを是非活用しながら、また研究していただきながら、こういった相談、またメタバースの居場所の実際に使っていたく、その入り口、きっかけづくりというのを更に是非強化していただきたいと。

なかなか、報告の中でもありますけれども、実際にざ始まったところでちょっとやっぱり利用者は、もうちょっともっと増やしていただけないかな、もっといろいろな人たちに知ってもらいたい、活用していただきたいと思うのですが、そういった周知、利用者増につながるような今後の問題意識、取組、どういうふうな状況を考えてますでしょうか。

○福祉まるごと相談課長 始まってまだ2回、実は昨日3回目がありまして、まだ3回目です。

その中で、正直もう少し利用者があるかなと思ったところ、まだ正直1人、2人で、実は昨日もお1人でした、3回目やらせていただいて。

ただ、昨日のお1人が、実はこの報告事項の運用開始状況という項番7のところにある初回に御参加いただいたひきこもり御本人が2回目といたしますか、継続してといたしますか、1か月ぶりに入ってこられたというところで、導入の部分といたしましては、その方にとっては雰囲気はよかったのかな、もう1回行ってもいいかなと思うようなところで少しうれしい部分でもありました。

ただ、おぐら委員おっしゃるとおり、まだまだこの潜在的なところで、顔も出さなくてしゃべらなくても人と話していいんだというところで広げていきたいと思っておりますので、正直まだ今ホームページ、SNSというところで、ネット戦略といたしますか、そちらでの周知が大きいものになって

おりますので、できましたら、まだこれ正直紙媒体とかチラシにまで至ってないところなのです。

去年新たに作ったリーフレットには、まだここまで、メタバース始めましたという情報もありませんので、是非このリニューアルしたセーフティネットあだちのチラシも含めて、紙戦略と、SNSも今、月三、四回発信しておりますけれども、そちら紙とデジタルと両方で周知していければと思っております。

○福祉部長 1件だけ。

私、昨日の状況ちょっと聞いてなかったのですが、続けて来た方がいるということであれば、その方が何で2回目も来ようと思ったかというところはやっぱりポイントなのかなというふうに思うのです。私たちでは多分気付けないようなところが実はよかったという部分もあるかもしれませんので、そういったところをしっかりと捉えて、周知するのであれば、こういった部分もあるので、是非参加してみたいかというふうなちょっと周知もやらせていただきたいというふうに思います。

○おぐら修平委員 是非リピーターというのもすごい大事ですね。1回限りではなくてまた引き続きまた参加したい。是非、じゃあ何で2回目も参加されたのか、どういうふうな形だったら、やり方だったらまた次も参加したいと思うのかというところの視点も含めて、是非強化をお願いします。

これちょっと違う分野でよく私もこういう場で、困窮者支援の現場でよく提案させていただいてるのですが、私も困窮者支援団体の一スタッフで活動してる中で、ホームページのメール相談フォームの中に来るのですね。あとはその困窮支援団体とか私のところも直接、電話だったりメールだったりとか来るのですが、では何で私のことを知りました、何でこの支援団体のことを知りましたと毎回聞くのです。そうしたら、大体Xでキーワード検索して見付かったとか、あとYouTube

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

でそういうのをいろいろ検索して探してたら出てきて、その困窮者支援団体の方がYouTubeで出てるやつが出てきて、それを見て連絡したとか、私のところに個別にいろいろな方が時々相談があったりするので、全く面識ない方から。どうやって私のことを知りましたかと聞くと、やっぱり同じようなパターン、私の場合はYouTubeではなくて大体Xだったり、何かのSNSにそういう困窮者支援のことを取り組んでる私のそういう投稿とかを見て相談をしましたといったこととか、あと時々、いろいろな知り合いがつてで口コミで、困窮者支援団体であれば私のところだったりつながったというパターンもあって、今の時代の流れだなと思うところで、やはりSNSの強化発信、またそのキーワード検索したときにメタバースに場所だったりセーフティネットあだちだったり引っかけってくるというような発信の強化というのを是非お願いをしたいということで、これは要望でお願いをいたします。

続いて、福祉部の報告事項の18ページでこの第二次滞納対策アクションプラン、この生活保護の不納欠損、収入未済、これのことですけれども、これも以前から私も議会で度々提案をさせていただきました。

まず、この表の中にいろいろと2の債権額の内訳、強制徴収債権、非強制徴収債権というふうに二種類に分けて今回報告いただきましたが、この不正就労、虚偽申告等で差押え可能ということのこの強制徴収債権についてはよく理解できるし、私もその対策についてやってきましたが、この非強制徴収債権というのは一体どういったものを対象にしたものなのか、まずその中身、詳細について教えていただけますでしょうか。

- 足立福祉事務所長 こちら、正しく不正虚偽等のないものでございまして、金額的にはある程度高いものもあると思いますけれども、資力があつたにもかかわらず申告しなかったというところで、

そういった不手際がないというか、受給者側の方に特にそういったものがなくて、事務所側の方で少し処理が遅れてしまったようなこともあったりですとか、そういったことで戻入が発生してしまったというようなこともございます。

- おぐら修平委員 ちょっとまたその細かい中のこの4,756件について、また改めてまたこれは別の機会では是非詳細分析させていただきたいのでお願いします。

あと、この両方なのですけれども、これ、では高齢世帯なのか現役世帯なのか、その内訳はどうなってますでしょうか。

- 足立福祉事務所長 すみません、その内訳について詳細について今数字がございませんので、ちょっと申しわけないので、またこちらの方も改めて報告させていただきたいと思います。

- おぐら修平委員 これまたちょっと別の機会ですそれを改めてお願いします。

というのも、やはりこれ、どちらにしる、やはりアルバイトなり働いた収入が御本人が収入申告するのが遅れた、漏れた、また確信犯的に隠していた。恐らくそのパターンが私は圧倒的に多いのではないかというふうに推察をしているわけなのですけれども、それはここの中にこの不正就労、虚偽申告とかありますけれども、あとは後で年金が見付かっただけだったりとか、あとちょっとほかのところではこれかなりレアケースだろうと思うのですけれども、知人からの仕送りが長期間あったということや隠してたとかあるのですが、いずれにしる、ちょっと細かい数字は後でおいて、全体の両方の件数に関して、その働いた収入を申告しなかった、申告忘れていた、それはその本人の確信犯かそうでないかは置いて、働いた収入による申告が圧倒的多数なのではないかというふうに思うのですけれども、その内訳とかどうなってますでしょうか。大まかで結構です。

- 足立福祉事務所長 申し訳ありません。おぐら委

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

員おっしゃるとおり、収入申告に関しては働いた収入の申告が多いかなとは思いますが、また先ほどお話あった年金ですとか、その他、なかなか知人から仕送りをしてもらったですとか、そういったものも確かにあるのはあるのですが、ちょっとその内訳については、今申し訳ありません、持ち合わせがございませんので、働いた収入が多いかなというところは推測されるところでございます。

○おぐら修平委員 是非、これ全体の件数と金額が出てくるのですけれども、そういったちょっと1件1件の背景、詳細、そこもある程度の傾向とか、あとその内訳とかが一つ一つ追っていくと出てくるので、そこを是非調査お願いをします。要望で結構です。

あと、私もこれ議会で何回か問題提起、提案もさせていただいてますが、今、区の方でその本人がこの申告した通帳以外の本人名義の通帳も調べて分かるようになるシステムを導入したということですが、ただ一方でこのシステムというのは毎月毎月その収入が分かるわけではないということ聞いておりますが、今区で導入してる御本人が申告してる、御本人が申告してない通帳の収入なりが分かるというのは、どの程度の、半年に1回分かるのか、年に1回分かるのか、3か月に1回分かるのか、その頻度とかというのはどういうふうな仕組みになってますでしょうか。

○足立福祉事務所長 まず、新規で申請があって、受給者になる場合には、新規のときは必ずやります。その後は随時調査ということで、ケースワーカーの方が必要だなというようなときには、随時できるような仕組みになっておまして、定期的に何か月に1回とかというところは、まだそういった仕組みはつくっていないところでございます。

○おぐら修平委員 そうなんですよ、そこなんですよね。これ毎月収入分かれば、高齢のかかなりの割合が未然に防げるというのはもう明らかで、私

もこれ以前から提案させていただいている、奈良県の自治体で今モデル実施しているところが、御本人が申告したこの通帳にひもづけて、毎月その収入の部分だけが分かるようになっていくという仕組みで、これで御本人も収入申告もしなくていいですし、ワーカーさんも確実に分かるということで、これ今もう既に導入してるところのメリットというのが、御本人が申告してない通帳も分かるということで、これ非常に大きいなと。

ただ、その奈良県のモデル実施している自治体は御本人が申告した口座しか分からないので、これ両方併記でやると、より確実に、奈良県でこのモデル実施してるところでは、一応業者側の、机上の空論にはなってしまいますけれども、試算だと9割収入申告漏れを防ぐことができる。これは現金は無理なので、通帳に入ったお金の9割、これを収入申告漏れを防ぐことができるということになり、両方それを活用してやるのがそもそもの、こういう収入申告の起こさせないということにつながる、これ別に先ほど働いた収入のことをずっと言ってきましたけれども、年金の収入であったり、それは誰か家族なり友人知人の仕送りであったり、通帳で管理してるものに限って言えば、これは確実に絶対分かるものなので、そういった仕組みを是非導入していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○足立福祉事務所長 今、おぐら委員からお話あった奈良の方です、システムについては、私も一緒に勉強させていただいたところですが、口座を登録するためには、インターネットバンキングの利用が必要だというようなハードルがありまして、今、受給者の方に登録をしてほしいというようなことができるのかという、一つそこが懸案があります。

新規の方であれば可能かなとは思いますが、そういったところもあつたりですとか、あと費用対効果がちょっと分からないところがある

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ので、まずは先行して導入している自治体の方の状況をまず確認させていただいた上で、確かに随時収入が入ってくるということが分かるメリットというのがございますので、少しそのあたりは先行自治体の方の状況を確認させていただきたいと考えております。

○おぐら修平委員 あと、やはりこれ長期間そういう、どのような形であれ、年金であれ働いた収入であれ仕送りであれ、長期間そういう収入があったのを把握できてなかったということが後々のこの返還金が高額になってくる。実際問題、その長期間にわたったものを返せとといったって実際御本人が、先ほど佐々木委員もおっしゃったとおり、返せないわけで、そこを早い段階で見える、未然に防ぐということが一番肝心な肝になってくると思うのです。そこを是非よろしくお願います。

あと、ちょっとこれレアケースだと思うのですが、先ほどの報告事項の中にありました、知人からの仕送り収入がずっと続いていて多額になったという報告がありますが、これは現金の手渡しなのか、例えば書留だったりなのか、通帳に振り込まれて毎月毎月なのか、どこかの期間で結構な大きな額を振り込まれていたのか、振込なのか現金なのかというのはどうなのでしょう、こういうケースの場合は。

○足立福祉事務所長 福祉事務所の方で発覚するのはやはり口座に入っていたお金ということがほとんどでございまして、調査をしている中で、口座の方を見せていただいて、その収入は何なのかということを確認したときに、仕送りだというようなことが判明することはございます。

○おぐら修平委員 やっぱりそうなのですよ。もちろん現金の場合でちょっとなかなか、これどういふふうに把握するのが難しいところあるのですが、圧倒的多数はやっぱりみんな口座で、誰もが基本口座持って口座でそういうお金の出し入れを管理してるわけなので、やはりそこを把握する仕

組みというのを是非、これまた同じような話になりますけれども、お願いをいたします。

以上でございます。

○高橋まゆみ委員 私からメタバースの方、ちょっと1点だけお願いいたします。

まず、Xが入ってきたのですが、足立区役所のこのセーフティネットあだち、オンライン居場所という形の入りました。これいいなと思って開いたんです。開いたら、いきなりひきこもり状態にお悩みの方といきなり入ってきたのですが、最初のクリックする前の文言としたら、例えばひきこもり、自分でひきこもりと思ってる方がタッチをすとなつたときに、いきなりひきこもりという言葉がぼんと入ってくると、もうそこで何ですか、ひきこもりの方はすごい繊細なので、この文言をちょっと変えるという、そういう発想というのはなかったのかなと。ちょっと聞かせてください。

○福祉まると相談課長 実はこのひきこもり支援も、実は最近始まったものではなくて、居場所を含めると令和2年からやってるものなのですが、そのときは実は区役所のセクションでも就労の担当の係長の業務の一つとしてひきこもり支援を持たせていたりして、ひきこもり支援という言葉自体出してなかったのです。

ただ、まると相談になった際に、やはりこれひきこもりは家族会等の意見も聞いていると、ちゃんとひきこもりの窓口ですということもきちんと名称を掲げて出して、誰でも相談していいことですし、相談できることなのですよということをもろろ掲げていくべきだということの意見もあり、実はひきこもりにお悩みの方、生きづらさという言葉はもちろんありますけれども、含めて、あえてひきこもりにお悩みの方と今、分かりやすく出させていただいているところです。

ただ、表現は工夫できる部分はまだあるかと思

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○高橋まゆみ委員 ありがとうございます。

これをうちの娘たちに見せたのです。これは駄目だろうと、★★本当に第一声がそれですね。

どうにかして人とつながりたいというのは人のさかだと思っただけけれども、このメタバースというのはすごく、うちの子なども、人にはしゃべれないけれども、そのネットのネット民とはよくおしゃべりをするというのが当たり前の生活が結構続いているのですね。これをもうちょっと周知させるには、もう少し言い方、例えば第2の居場所みたいな、そういうちょっとわくわくするような言葉でまずは引き込んでいくとかいう形がいいのかなとちょっと思ったので、そちらを言いたいなと思って。

あと、先ほどなかなか周知がされないというか、利用する方を周知できないという話の中で、私宅配の子ども食堂をちょっとやってたときがあったのですけれども、そのときに、確かに引き籠もっている人を入れるのも大事なのですが、1軒1軒回っていると子どもたち、結構貧困だったりする子どもたちは外に遊びにいけないのですよね。やっぱりそれが後々ひきこもりになっていくきっかけになっているのかなという形で、大体そういう子たちというのは虐待だったりとかということもあるのですけれども、誰かにしゃべる場所があるということだけでも違うと思うのですね。

それを誰が見付けるかといったら、そういう1軒1軒回っている人達、配達員みたいな形で、その人たちにちょっと、もしよかったら気軽に入りたいな、そういうピラでも何でもあると入りやすいのかなと、そういう子たちは絶対親がわざわざ区役所に来るとか、こういう説明会に来るとか絶対ないと思うので、そういったところは考えられないですか。

○福祉まると相談課長 高橋委員おっしゃるとおりだと思います。区から発信するデータだけではなくて、本当に人から伝わったりですとか、自分

が普段接触する方からふと渡されたものからつながってくる意見もあると思いますので、先ほどのひきこもり、インターネット上の文言を含めて、何か1件でもつながっていく方法をやりたいと思っています。

実は庁内でもこのメタバース始めるに当たりまして、いろいろな子どもの貧困セクションも含めて庁内で誰か人とのつながりを求めている方がいれば、是非横展開として、こういった場所もあるよと紹介してほしいということまずは庁内から御案内させていただきました。他セクションからもつながってくるというところも期待しながら、是非、そういった現場で動いてる方というのですか、1件でもつながるような工夫をこれからしていきたいと思っています。

○高橋まゆみ委員 子どもたちの自殺がすごく多いというところで、やっぱりそういう優しい一言というのがあれば、そういったものも阻止できるのかなと思うので、よろしく願いいたします。

以上です。

○長沢興祐委員長 よろしいですか。

————— ◇ —————

○長沢興祐委員長 その他に移ります。

何かありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○長沢興祐委員長 なしと認めます。

————— ◇ —————

○長沢興祐委員長 続いて、公社等の決算に関する調査についてを議題といたします。

本件につきましては、社会福祉法人足立区社会福祉協議会の役員の出席をお願いしていますので、厚生委員協議会を開会し、調査をしたいと思います。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

つきましては、これより同協議会を開会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長沢興祐委員長 御異議ないと認め、協議会を開会することにいたします。

以下の審査に直接担当でない執行機関の退席を認めます。

〔執行機関一部退席〕

○長沢興祐委員長 これより厚生委員会を暫時休憩いたします。

午後3時15分休憩

午後3時26分再開

○長沢興祐委員長 引き続き厚生委員会を再開いたします。

ただいまの協議会を踏まえ何か御意見等ございませんか。

○おぐら修平委員 この社協の職員体制ですが、もう10年以上前になるのですが、私、大阪府豊中市のコミュニティソーシャルワーカー、二度ほど、よくテレビにもいつか出演していた勝部さん、直接お話を伺いました。

テレビでもいろいろなどころでも報道されたとおり、本当にいろいろな生活の中でのこの課題隙間を御本人がもう一手に全部担って、なかなかああいう人材の方は本当にいないですし、大変だし本当に頭下がる思いであるのですけれども、そういった社協の強みというのは、限りなく福祉事務所と似たようなことを担ってはいる一方で、そういう自分の業務の範疇を超えた、その隙間的なところもきめ細かく、それぞれの方がフレキシブルに動けるところなのかなと。

その日常生活困り事とかというのは、正にそういう隙間にたくさん書かれていてなかなか行政の縦割りとか制度役割の中での官民のそれぞれの役割分担の中で課題が前に進まない、複雑に絡み合ったものがなかなかほどけていかないというのを私もいろいろな現場で感じてきたところで、そ

ういった社協のそういうフレキシブルに動けるその強みをより一層生かして、職員の皆さんの、実際やる側は本当に大変ですけれども、いろいろな経験積んでそういう複雑な絡み合ったところを紐ほどくような、コミュニティソーシャルワークができるような体制を是非強化していただきたいと思うのですけれども、今現状どうなのか、今後そういったこの課題解決に向けてどういうふうなことを考えていらっしゃるのか、いかがでしょうか。

○長沢興祐委員長 これ質疑オーケーなのでしょう。終わってるからね。

○おぐら修平委員 では要望として。さっきの方で質疑しなきゃいけなかったのね。

○長沢興祐委員長 ここで締まっているのです。

○おぐら修平委員 では要望ということで、お願いします。そういった課題に是非取り組んでいただきたいということで、強化していただきたいということ。

○長沢興祐委員長 ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長沢興祐委員長 長らくありがとうございました。

以上で、本日の案件は全て終了いたしました。円滑な委員会運営に御協力をいただきありがとうございます。

各委員から提案されました意見、要望等につきましては御検討され、今後の事業に反映していただきたいと思っております。

これをもちまして厚生委員会を閉会いたします。

午後3時28分閉会